

山梨みらいファンド事業

助成対象事業の案内

山梨みらいファンド事業は県内の中小企業者等を対象に、以下の助成区分で助成する事業です。

助成事業の概要

◆ 助成区分

助成事業	内 容	
成長分野スタートアップ 資金助成事業	内 容	今後成長が期待される分野（※1）における起業に要する経費の一部を助成
	対 象 者	県内に本社(拠点)を設置して起業する者 県内に本社(拠点)を設置した起業後5年未満の者
	助 成 金	上限：50万円 助成率：対象経費の2/3以内
	事業期間	交付決定の日から12月以内
	採択件数	4件程度
次世代技術活用支援事業	内 容	先進的かつ革新的な技術（※2）を活用した新たな事業活動に要する経費の一部を助成
	対 象 者	県内に事業所がある中小企業者又はそのグループ
	助 成 金	上限：200万円 助成率：対象経費の2/3以内
	事業期間	交付決定の日から12月以内
	採択件数	4件程度

（※1）及び（※2）については、ホームページでご確認ください。

◆ 助成対象経費

助成事業	経費区分	内 容
成長分野スタートアップ 資金助成事業	登 記 費 用	司法書士への報酬等
	広 告 宣 伝 費	新聞等掲載費、ホームページ・パンフレット作成経費等
	事 務 所 開 設 費	事務所の改造・改修に要する費用
	事 務 所 運 営 費	事務所等の賃料
	機 械 器 具 費	機械装置・工具・器具・備品の調達、修繕、据付費
	謝 金	外部専門家の助言等に対する謝金
次世代技術活用支援事業	謝 金	外部専門家の助言等に対する謝金
	旅 費	外部専門家の費用弁償
	機 械 器 具 費	機械装置・工具・器具・備品の調達、修繕、据付費
	研 究 開 発 事 業 費	構築物費、原材料費、外注加工費、技術指導受入費
	庁 費	会場借上費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等
	委 託 費	市場調査、事業の一部を委託する経費等

◆ 募集期間

令和5年9月1日（金）～ 令和5年10月31日（火）17時必着

○申請される方は留意事項等をお伝えしますので、必ず申込前にご連絡ください。

○応募要領は当財団ホームページに公表しますので、ご確認ください。

◆ 提出書類

- ・ 交付申請書
- ・ 定款の写し、商業登記簿謄本（全部事項証明書）（法人）
- ・ 住民票、経歴書、個人事業の開業・廃業届出書の写し（個人）
- ・ 直近2期の決算書（法人）、直近2年の青色又は白色申告書（個人）
- ・ 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
- ・ 会社案内等企業の概要がわかる書類

◆ 採択方法

応募のあった助成対象事業の中から、専門家等で構成する「山梨みらいファンド事業審査委員会」において、申請書類及び申請者の説明（プレゼンテーション）を基に審査を行い、採択事業を決定いたします。

○審査会開催・助成対象者決定時期 令和5年11月中旬（予定）

◆ 留意事項

(1) 実績報告

助成事業が完了したときは、所定の様式に必要な書類（納品書、請求書、領収書又は金融機関振込書など）を添付して、事業の実績を報告していただきます。また、必要に応じて、事業の進捗状況の報告を求める場合があります。

(2) 助成金の支払時期

助成金の支払時期は、実績報告後の精算払いです。

(3) 助成事業の内容の公表

助成決定事業は、事業者名、事業テーマ名、決定金額について、公表いたします。

(4) 事業の成果に関する調査

事業完了から5年間は、事業化報告書の提出が必要です。また、必要に応じて決算書をご提出いただくなど事業の効果について確認させていただきます。

(5) 財産処分の制限

助成事業により取得し又は効用の増加した財産の処分には一定の制限があります。

(6) 助成金額

交付決定後は助成金額の増額は行いません。

お問合せ先

公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新事業創造課

TEL : 055-243-1888（代表） / FAX : 055-243-1885

URL : <https://www.yiso.or.jp/subsidy/fund.html>

E-mail : sinjigyo@yiso.or.jp

